

北海道では、いつ起きるかわからない土砂災害から、皆様の命を守るため、  
「土砂災害警戒区域等<sup>※1</sup>」の指定によるソフト対策を推進しています。

※1：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

## ○ 「土砂災害防止法」ってなんだろう？

平成 11 年 6 月 29 日、広島市・呉市を中心に集中豪雨により土砂災害発生件数 325 件、死者 24 名となる大きな土砂災害が発生しました。

この大災害を契機に、土砂災害の発生が予測される箇所では、土砂災害防止工事等のハード対策だけではなく、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、住民の生命・身体を守るための警戒避難体制の整備や、建築物の安全性の強化、開発行為の制限等のソフト対策を展開して行くことを目的に平成 13 年 4 月 1 日から施行されました。

・「土砂災害防止法」については、こちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/dosyasaigaibousiho.htm>

## ○ あなたの家は大丈夫ですか？

北海道では、土砂災害のおそれのある区域を明らかにするための「基礎調査」を実施し、その結果を公表するとともに、指定に係る市町村長の意見を伺って、「土砂災害警戒区域等」の指定を進めています。

・「土砂災害防止法」に基づく基礎調査結果については、こちら

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do>

■「北海道土砂災害警戒情報システム<sup>※2</sup>」では、基礎調査箇所の「位置図」と「土砂災害警戒区域等」に相当する範囲を示した「区域図」を掲載しています。それ以外の設定根拠等にかかる調査結果については、お手数ですがお住まいの市町村や最寄りの各（総合）振興局建設管理部（維持管理課又は治水課）で閲覧できますので、お問合せください。

